

公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会 災害対策要綱

（目的）

第1条 この要綱は、第2条に定める災害が発生した場合に公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会（以下「本会」という。）が定款第4条第6号に定める災害被災者に対する
ソーシャルワーカーの活動を支援することによる社会貢献事業を円滑に遂行するため、あらかじめ災害対策に関する事業の基本方針を定めることを目的とする。

（災害の定義）

第2条 この要綱における「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象または大規模な火事もしくは爆発その他人為的要因及び科学的要因による事象であって、大規模な破壊、死傷者をもたらす、被災地域内の努力だけでは解決不可能なほど、地域の包括的な社会維持機能が障害された状態をいう。

（基本方針）

第3条 この要綱は、下記のとおり災害発生時の初期対応、応急支援活動、復興支援活動の基本方針を定めるほか、災害発生時に適切な支援が行えるよう平常時における研修及び広報活動について定める。

記

- (1) 災害対策本部設置に関する決定と災害対策本部設置後の役割や責任を明確にする。
- (2) 発生した災害の被災状況を収集するとともに、集積された情報を会員に発信する。
- (3) 国、地方公共団体並びに関係職能団体等（以下「関係機関」とする。）との連携・調整を行う。
- (4) 本会が行うべき支援活動について検討し、必要に応じて会員に対して支援活動への応援要請を行う。
- (5) 支援活動、被災地復興状況及び災害対策本部の取り組みをまとめ、支援活動の継続の可否を決定する。

（初期対応）

第4条 会長は、災害が発生した場合、可能な限り被災地の情報を収集した上、会長、副会長及び社会活動部担当の業務執行理事で構成される災害対策委員会を招集し、災害対策本部設置の必要性を検討する。

- 2 災害対策委員会は、会長及び会長以外の構成員の過半数が出席しなければ開会することができないものとし、出席した構成員の過半数をもって災害対策本部設置の可否を決定する。

- 3 会長は、災害対策委員会を招集することが困難であると判断するときは、会長を除く構成員全員に対し、書面または電磁的記録により災害対策本部設置の必要性について意見を求め、構成員の過半数が設置が必要である旨の意思を表示したときは、災害対策本部を設置することができる。
- 4 災害対策本部を設置することを決定した場合、原則として本会の主たる事務所に災害対策本部事務局を設置する。
- 5 災害対策本部長は、会長とし、会長は、必要に応じて副本部長その他の役職を任命することができる。
- 6 会長は、災害対策本部を設置することが決定されたときは、速やかにホームページ等を通じて災害対策本部を設置したことを会員に告知するとともに、会員安否の確認を行い、かつ関係機関との連携を図る。

（被災地支援活動計画の立案）

- 第5条 災害対策本部は、支援活動拠点の確保、支援活動にかかる人員並びに原資を勘案して被災地支援活動計画を立案する。
- 2 災害対策本部長は、前項により立案された被災地支援活動計画の内容を、被災した地方公共団体に説明するとともに、会員に対し、その内容を告知する。
 - 3 災害対策本部は、関係機関から被災地支援活動計画に基づく応援要請を受けたときは、被災地支援活動の実施を決定する。
 - 4 災害対策本部は、被災地支援活動を実施するときは、活動資金援助などの協力、必要に応じた支援の方法を検討し、決定する。
 - 5 災害対策本部は、会員から応援要請により、被災地支援活動を行う必要があると判断したときは、災害派遣チームの編成等の被災地支援活動の方法を検討し、決定する。

（被災地支援活動）

- 第6条 災害対策本部は、前条に規定する被災地支援活動計画に基づき、会員に対して応援要請を行い、支援活動を展開するほか、会員が円滑に支援活動に参加できるよう、必要な措置を講じる。
- 2 災害対策本部は、発災後の被災地の状況や復興状況に関する情報を収集し、必要に応じて被災地支援活動計画の修正及び変更を行う。
 - 3 災害対策本部長は、支援活動にかかる会計事務を本会事務局に担当させるものとし、支援活動に関する事業報告及び決算については、定款第44条に基づき理事会並びに社員総会の承認を得る。

（災害対策本部の解散）

- 第7条 災害対策本部は、被災地における本会の支援活動を終了することが相当である

と判断するときは、関係団体と協議のうえ、災害対策本部の解散を決定することができる。

- 2 会長は、前項により災害対策本部を解散することを決定したときは、速やかに関係団体にその旨通知するとともに、会員に対してその旨告知する。

（費用弁償）

第8条 本会は、災害支援活動のために本会の役員または本会の会員を被災地等に派遣したときは、派遣に要する費用を弁償する。

- 2 費用弁償について、旅費等支給規程の適用がある場合は、同規程により支出するものとし、適用のない場合の費用弁償については、災害の規模等を勘案して災害対策本部が決定する。

（物品調達）

第9条 災害対策及び災害支援活動のために必要とされる物品を、備蓄する必要がある場合は理事会にてその物品の調達を決定する。

- 2 災害が発生した際に調達する災害支援活動に必要な物品等は当該災害の規模等を勘案して災害対策本部が決定する。

（研修及び広報活動）

第10条 本会は、災害発生時に速やかに連絡体制が構築できるようにするため、平常時より災害発生時連絡体制を整備する。

- 2 本会は、災害時支援に関する研修を開催し、会員に対し、災害時支援について研修する機会を設ける。

（附 則）

この要綱は、2014年4月13日より施行する。